

昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された

- ・ 木造の戸建住宅
- ・ 平屋建て又は 2 階建ての住宅



ご自宅の**健康診断**をしませんか？
(耐震診断)

市町村にお申込をして頂くだけで、耐震診断を受けることができます。

耐震診断を受けるには、通常数万円程度の費用がかかりますが、市町村にお申込みをして頂ければ、概ね 3 千円で受けることができます。

県内では、これまでに約 2 , 0 0 0 戸の耐震診断を実施しております。

なぜ耐震診断が必要なのですか？

昭和 56 年 5 月 31 日以前の住宅は、現在の基準よりも地震に対する強さが劣っています。阪神大震災や、まだ記憶に新しい新潟県中越沖地震においてもそういった住宅は大きな被害が出ております。

今後 30 年以内に 99%の確率で宮城県沖地震が発生するとされており、県内における最大震度は、県南・沿岸部において震度 6 弱の揺れが予想されています。

ですから、耐震診断を実施して自分の家の安全性を確かめる必要があります。

耐震診断はどんなことをするのですか？

市町村が行っている耐震診断は、外壁や内壁を剥がさずに、目で見える範囲において診断を行います（床下や天井裏に入ることもあります）。

具体的には、まずはご自宅に伺い、住宅の壁の量や基礎の種類、家全体の老朽度などについて調査を行います。この調査自体は、概ね 2 ～ 3 時間程度で終わります。診断中に住民の方にやっていただくことはほとんどありません。

その後、その調査結果を持ち帰って詳細に診断をすることになりますので、最終的な診断結果が出るまでに 1 ヶ月程度かかることもあります。

建築時の図面があれば、事前に準備をお願いします。

床下や天井裏を見る場合、家財道具の移動をお願いすることがあります。

どのような人が耐震診断をしてくれるのですか？

耐震診断を行う者は、耐震診断に関する講習を受けた建築士で、県に認定された耐震診断士が行いますので、安心して診断を受けることができます。

耐震診断士の名簿は、各市町村役場や広域振興局などで見るすることができます。

耐震診断で何が分かるのですか？

耐震診断を行うと、建物の地震に対する強さを示す評点が導き出されます。

その評点が 1.0 未満の場合は、震度 6 ～ 7 の大地震で倒壊する可能性がありますので、耐震改修などの対策が必要となります。

耐震改修を行う場合に、市町村によってはその費用に対して補助を行っていますので、お住まいの市町村役場にご相談下さい。

耐震診断の内容について大体わかりましたでしょうか。

疑問点がある場合は、県土整備部建築住宅課（019-629-5936）まで何でもお問い合わせ下さい。耐震診断の申込みは各市町村にご連絡ください。

ご連絡をお待ちしております。